

地方分権改革について

1 第1次分権改革（平成7～13年）の総括

- 平成7年5月 「地方分権推進法」成立（7月施行）
- 平成7年7月 地方分権推進委員会発足（第1次～第5次勧告）
- 平成11年7月 「地方分権一括法」成立（12年4月施行）

● 第1次分権改革の成果

- ・ 国と地方公共団体の役割の明確化
- ・ 機関委任事務の廃止と新たな事務区分の創設（自治事務・法定受託事務）
- ・ 地方事務官制度の廃止
- ・ 国の関与の見直し、権限移譲の推進、必置規制の見直し 等 □ **行政面で一定の成果**

● 残された課題（地方分権推進委員会最終報告）

- ・ 地方税財源の充実確保（地方財政秩序の再構築） □ **税財源面での改革**
- ・ 法令による義務付け・枠付けの緩和縮小
- ・ 事務権限の移譲（または再配分）
- ・ 地方自治制度の再編成
- ・ 住民自治の拡充
- ・ 憲法第8章に定められた「地方自治の本旨」の具体化

2 三位一体の改革（平成15～17年）

- ・ 平成13年7月に発足した地方分権改革推進会議は、機能せず（地方共同税構想等）、分裂状態になって、平成16年7月に解散
- ・ 平成14年5月 経済財政諮問会議で「片山プラン」（税源移譲案）発表
 国税：地方税＝1：1の実現へ→5.5兆円の税源移譲

第1次分権改革において残された課題である「税財源面での改革」を行うこと

□ **三位一体の改革**

● 三位一体の改革の成果

- ・ 3兆円規模の税源移譲が実現
- ・ 4.7兆円規模の国庫補助負担金が改革されたものの、国庫負担率の引下げなど地方への負担のつけ替えが含まれ、地方の自由度・裁量性は高まらず

〔平成16年8月 地方六団体が小泉総理に補助金削減案を提出〕
 ↓
 地方案に対する実現度は、わずか12%〕

- ・ 地方交付税は、16年度から18年度の3ケ年で5.1兆円の大幅な削減

● 残された課題

国の財政再建が優先され、結果として自治体間の財政力格差が拡大

3 第二期地方分権改革

平成18年12月8日	地方分権改革推進法成立 (H19.4.1施行、3年の時限立法)
平成19年4月1日	地方分権改革推進委員会 (以下、分権委と言う) 発足
平成19年5月30日	分権委が「地方分権改革推進に当たっての基本的考え方」を公表
平成19年秋	分権委が中間報告を公表予定 (20年の勧告に向け順じ報告)
平成21年	政府が「新地方分権一括法案」を提出予定

● 地方六団体のこれまでの動き

平成18年5月11日 新地方分権構想検討委員会「分権型社会のビジョン」提言

※ 提言2 地方税の充実強化

- ・消費税と地方消費税の割合を4:1から2.5:2.5へ
- ・所得税から住民税へ税源移譲、個人住民税所得割を3%上乘せ

国税：地方税 =5：5

平成18年6月7日 地方分権の推進に関する意見書提出

※ 12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使

平成19年3月29日 地方分権改革推進委員会発足にあたっての提言

- ① 国と地方の役割分担の見直しと権限の強化
- ② 税源移譲を含めた地方税財源の充実強化
- ③ 地方共有税構想の実現
- ④ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
- ⑤ 「(仮)地方行財政会議」の設置

● 全国知事会の取組み

平成19年7月13日 「第二期地方分権改革」への提言 (今秋に予定されている分権委の中間報告への反映を目指す)

- ① 分権改革の理念と方向
- ② 税財政のあり方 (国・地方の税源配分の5:5を目指し地方消費税など約6兆円の税源移譲を)
- ③ 事務事業のあり方 (権限移譲、国の関与(注1)・義務付け等の廃止・縮小を)
- ④ 行政組織のあり方 (補助金等の総件数の半減、地方支分部局の廃止(注2)を)
- ⑤ これからの国・地方のあり方

※ 注1 国の過剰な関与等による支障事例の調査は、第8回分権委(6/5)で知事会に対し依頼があったもの

※ 注2 第14回経済財政諮問会議(5/25)で有識者議員から提案された見直し案とほぼ同一の削減内容

今後も、地方六団体はもとより、地方分権改革推進委員会や経済財政諮問会議とも連携し地方分権を推進する予定